

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 休暇制度の改正について（２回目）

交渉日時 令和7年8月19日（火） 10時00分～11時30分

交渉場所 職員会館2階大会議室

交渉出席者 当局側 川口副市长 秋元市長公室長 柏木市長公室副部長 岡野人事課長
野口人事課副課長 佐藤人事研修係長 加島給与係長

組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 8人

概 要	休暇制度の改正について協議を行った
組合の主張	<ul style="list-style-type: none">① 業務ができないほどの状況であれば受診すべきという当局の考えは一定理解できるが、持病に係る定期的な通院についても、傷病休暇として認められないのか。② 年次休暇を取得して通院している人が多い。仕事を万全に行うために通院している人に対して年次休暇以外の選択肢が必要であり、いわゆる術後の通院以外の場合にも傷病休暇が取得できるよう協議してほしい。③ 制度変更をすると様々な例外相談が予想される。その全体的な準備や整理はしっかりしておくべき。④ 前回にもあったぎっくり腰などのどうしても病院に行けない場合などについても、まだ議論が必要。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① 傷病休暇は、予め定められている勤務時間において、傷病により勤務できない状態にある場合に特別休暇として勤務しないことを認めるもの。それを通常の通院全般に広げることは困難② いろいろな事例があり一括りにはできないが、妥結に向けてはきっちり協議することが必要と考えている。③ これまでから前例のない相談も多くあり、都度判断している。今後も個別の例外的事案についてはきっちりと検討し、判断していく。④ 1日目にどうしても病院に行けない場合など、例外的なものはある。細かいところは今後検討、協議していきたい。